

令和2年第3回笠松町議会臨時会会議録

令和2年4月30日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和2年4月30日（木曜日） 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 第29号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について

開会 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第3回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

4番 尾 関 俊 治 議員

8番 岡 田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） 監査委員より令和元年度3月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第29号議案について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第29号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、令和2年度笠松町一般会計補正予算1件であります。

詳細につきましては副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い

願いたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案の詳細な御説明をさせていただきます。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

第29号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正額は23億406万7,000円となっております。補正後の歳入歳出予算額が90億1,706万8,000円であります。4月1日に臨時会を行いまして補正を行いましたが、その額とただいまの補正額を足しますと若干のずれがございます。実はこの間に専決補正を4月21日に行いました。この関係を6月の定例会で報告させていただきますので、この額が230万円ほど合計額でずれがございますので御了承いただきたいと思います。防災行政無線の親卓の関係が故障いたしましたので、専決補正を行っております。

それでは、今回の補正内容を御説明させていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出を御説明申し上げます。

今回、2ページにわたって行いまして、全体では9件の補正内容となっております。コロナ関係が6件、それから寄附がございましたので、この関係の補正を行っております。

まず6ページの第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、こちらにコロナ関係の3つの補正がございます。まず1つは、先ほど町長が申し上げましたんですが、4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、昨日衆議院で可決して、本日参議院で審議されており、恐らく本日可決される見込みであります。住民基本台帳に記録されています1人につき10万円の特別定額給付金を給付するため、これに要する諸経費を合計で22億4,239万1,000円計上させていただきました。

制度について簡単に御説明申し上げます。

対象者は、基準日である令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方で、今回、予算上では2万2,300人分を計上させていただきました。なお、4月20日現在では外国人を含んで2万2,190人が登録されております。

申請方法は、5月中旬に該当者に郵便で世帯主にお知らせをさせていただきます。それで、世帯主は郵送またはオンラインで申請をしていただくことになります。この際、身分を証明するコピーは必須でございます。これまで町に届けていただいております住民税とか水道料金、児童手当、これを受け取ってみえる方は、これにレ点をしていただきまして口座ナンバーを記入する。それ以外の方は通帳のコピーをつけていただく、こういった手続となっております。

申請期限はまだ未定でございますが、3か月以内を予定しております。8月中旬になる予定でございます。

事業費の内訳でございますが、事務費として情報センター等の経費と、世帯主に送らせていただきます案内の郵送代、世帯主からの申請書の郵送代、そして、役場から世帯主へのこの定額給付金の決定通知書の郵送代等が入っております。

また今回、人件費も時間外として組んでおりますし、職員を補助するための人材派遣会社への委託も含んでおります。

合計では、定額給付金の額は22億3,000万円を予算化させていただきました。財源は全て国庫補助金で対応するという内容となっております。

2つ目は、こちらも町長が冒頭に申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により外出の自粛が続く中、営業スタイルをテイクアウト方式に切り替えて事業を継続して頑張ってみえる店舗に対して、地域住民への食事提供場所の確保及び商工業振興の観点より、テイクアウトクーポン事業補助金を2,221万5,000円計上させていただきました。補助先は町商工会であります。

若干内容を説明させていただきますと、先ほどの定額給付金と併せてクーポン券を全世帯に配付させていただきます。先ほど申し上げなかったんですが、5月の中旬を予定しております。

クーポン券でございますが、食事の商品価格に幅がございますので3種類のクーポン券を用意させていただきました。500円券を2枚、300円券を4枚、200円券を4枚、計3,000円がワンセットとなっております。支払いの2分の1以上を利用者に払っていただく想定で考えておまして、例えば1,200円の弁当をお求めの場合は、現金で700円を払ってクーポン券で500円をお支払いする、そういう形を取っております。

利用可能店舗数につきましては、商工会員で趣旨に賛同する飲食店舗ということで、今のところ26店舗が参加を予定されておまして、今後も増えていくと思っております。

先ほど2,221万5,000円の補助金と申し上げましたが、このうち2,152万8,000円がクーポン助成の関係でございまして、事務費を68万7,000円想定しております。

今回の補正に当たりましては、国または県のコロナ関係の補助金の活用を予定しておりますが、現段階では決まっておきませんので、今回は一般財源で予算化しております。

3つ目といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るため、衛生用品である消耗品を241万9,000円補正させていただきます。内容としましては、消毒液、マスク、ハンドソープ、保護服、使い捨てのエンボス手袋等の購入を予定しております。こちらは来庁者、あるいは各種事業の対象者、それから小・中学校の除菌対策で、先ほど申し上げた金額を予定しております。

それから6ページの第3款 民生費、第2項 児童福祉費でございますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして児童手当、今回は特例給付といたしまして、所得制限のある方は除かれます。児童手当を受給する世帯、

つまりゼロ歳から中学生のいる世帯に対して臨時特別給付金を支給するために要する諸経費を3,164万2,000円合計で計上しております。対象者は、令和2年3月31日の基準日における令和2年4月分の児童手当の受給者であります。対象児童は、令和2年3月31日基準日における令和2年4月分の対象となる児童でありまして、令和2年4月から高校に通ってみえる高校1年生も対象となります。支給額は、対象児童1人につき1万円であります。

1万円を支給する分の合計は2,884万円でございますが、事務費として合計280万2,000円を計上させていただきました。10万円の定額給付と違いまして、こちらは辞退する方のみがその旨を申請しますが、一般の方は自動的に児童手当に1万円加算して交付されることとなります。財源は、10分の10国庫補助金であります。

続きまして、寄附の関係でございますが、令和2年4月10日に北及の方から400万円の寄附がございました。子供の育成事業として寄附を頂き、児童福祉費の児童措置費に4保育園の備品購入費として100万円。そして、小学校費の教育振興費がございましたが、こちらは松枝小学校に備品を買ってくださいということで100万円、そして中学校に200万円の備品を整備してくださいということで、教育費で合計300万円の補正をしております。

9款 教育費、2項 小学校費、第1目 学校管理費で27万5,000円の補正をしておりますが、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い小・中学校が休業となっておりまして、児童・生徒の在宅学習により中学校へのホームページのアクセス件数が増加してサーバーが不安定となり、ホームページの環境改善を図るためサーバーのレンタル先を変更したので、この学校ホームページサーバーデータ移行委託料を27万5,000円計上させていただきました。ホームページのデータとか、ドメインの移行作業を行うといった内容となっております。

あと、4目の学校給食費のところでは112万5,000円の補正を行っておりますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止のため学校臨時休業に伴う学校給食の休止により違約金等の支払いが必要となったことにより、損失補償金を112万5,000円計上させていただきました。パンとか米飯で46万円ほど、製麺で9万円、酪農農業協同組合へ57万円、合計で112万5,000円となっております。

なお、財源につきましては県の学校給食会が国の支援を受けて補助されるもので、4分の3はこの補助金で対応されております。

今回の増額補正に伴いまして不足する財源に財政調整基金を充てるため、歳入におきまして基金繰入金を2,519万1,000円補正させていただいております。

以上が今回提案させていただきました補正の内容となっております。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 第29号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

1 番 問宮議員。

○1 番 (問宮寿和君) テイクアウトクーポン券について質問させていただきます。

まず、このテイクアウトという表現なんですが、これは飲食店のお弁当というくりなのか、例えばおまんじゅうやおだんごや、そういうものもテイクアウトというくりになってくるのか、この辺のすみ分けを教えてくださいたいです。といいますのは、例えば本町通り、小売店ですね、小売店というところが、やはり今、かなり厳しい状況にはなっております。飲食店といいますのは、今、各自治体もいろんなサポートをされております。商工会等もサポートしております。インターネット等で、ここのお弁当おいしいよなんていう、そういうサポート等もいろいろとされております。その中で飲食店は、先日、県の休業補償制度というものも出ました。そういうものも含めて、かなりサポートといいますか補償は県も、この今回のテイクアウトも笠松町も含め、かなりサポートという体制は厚くされているという認識はあります。

その中で、逆に小売店、例えば先ほどありましたおまんじゅう屋さん、また洋菓子屋さん、そういうところは一切そういう補助もございませんし、サポートもされていない現状がございます。その辺りの例えばこのクーポン券というくりですね、そういうくりをどのようにお考えなのかということもお聞きしたいです。

また、その小売店という部分に付随するんですが、例えば飲食店のみだよということになった場合でも、今、例えば飲食店でもマスクを販売している飲食店もあります。また、例えばケーキ等を販売している飲食店もございます。お弁当とケーキを両方買った場合、ケーキは駄目だよ、お弁当はいいよと、そういうようなすみ分けをしていかななくてはいけないのか。そのようなところも同じテイクアウトクーポン券という一つのくりの中でやると問題が出てくるのではないかと、これを少し思いました。その辺りの質問をさせていただきたい。

そして、もう一つですが、今、休業補償制度という話もいたしました。先ほども小売店ですね、今、商工会の小売店部会には118店舗登録がございます。その中で、ちょっと先ほど上げました和菓子店や食品関係ですね、食品関係は45店舗と聞いております。その45店舗も含めた形のクーポンというくりにしてもらえるのかどうか、そうすれば先ほど言っていた小売店へのサポートということにもなるのかなというところを若干思います。ただ、先ほど町長が念頭におっしゃられましたクーポンを第1弾と考えているという御発言もされておりましたが、そのような小売店や企業や、そういうところも含めて第2弾、第3弾も考えているんだよということであるならば、やぶさかではございません。

もう一つ、休業補償制度の部分ですが、例えば小売店等は休業補償制度は一切出ておりません。結局、企業も小売店も何を補償してもらえるかということ、今度は国に対して持続化給付金というものを申請することになります。つい先ほど午前中ですね、午前中に経済産業省のほう

から発表がございました。この持続化給付金というものがあまして、昨年度よりも月ベースで半分以下になっている店舗、企業も含めて全部ですが、あるのであれば、その申請をすれば、今度は個人事業は100万円、企業は200万円上限という給付金が今日発表がございました。その部分でも一つ私が気になりましたのは、申請はオンラインのみというような文言があった気がします。そうなりますと、その辺りのサポートというのもこれは必要になってくるのかなというところも若干思いました。事実、先ほど申し上げました休業補償制度のときは、この職員の方や商工会の職員の方が各店舗に回り、説明も含めサポートをしていただけました。そういうことがあったので店舗のほうもやりやすい状況にはなったと思うんですが、この持続化給付金というのが制度として出たことで、それに対しての町のサポートというのも考えていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず今回のこのテイクアウトクーポン券につきましては、飲食店を今回は限定させていただいております。間宮議員さんも言われましたように第2段ということで、現在、商工会さんでも小売業に対しまして、その要望等をお伺いしているということを聞いております。その要望等を確認した後に、第2弾、第3弾ということで小売業さんに対しても支援をしていくというような方向で進めていきたいと思っております。

あと持続化給付金につきましては、経済産業省のホームページ等でもいろいろ出ておりますが、今現在はウェブ申請というようなことになっております。以前は、予約をして受付ができる体制も整えたいというような話も出ておりましたので、今後、その状況をまた見ていきたいと思っております。もちろん町としまして、何かしらの形でサポートはしていきたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 間宮議員。

○1番（間宮寿和君） はい、分かりました。

先ほど質問したもう一つの件で、その飲食店でケーキとお弁当をとった場合はどういたしましょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 申し訳ありません、御質問していただいていたのに答弁漏れがありました。

今お伺いしました、飲食店でお弁当とケーキも一緒に買ったらということでございますが、その飲食店で売ってみえる飲食物が一緒であれば対象になります。ただ、マスク等は物ということになりますので、そこは対象にならないという考えでおります。以上でございます。

○1番（間宮寿和君） ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） 先ほど副町長さんは、このテイクアウトクーポンについて笠松町の商工会に加入している飲食店というふうに言われたんですけど、まだ商工会に入っていない飲食屋さんも多分あると思うんです。そういう方は、そのクーポンには入れないというふうに解釈をされているのか、もしくは商工会に入れば、それに入れてもらえるというふうなのか。その商工会自体を知らない方も見えると思うんですが、その辺はどういうふうな対処をされるのか、ちょっと教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

こちらのテイクアウトクーポン事業は商工会さんが実施をしている事業になります。それで、やはり現在は商工会員さんに限るということでやっておりますので、会員になってみえない方がお見えになりましたら、会員になっていただいて、あとこの事業に賛同していただいて利用できる店舗になるというような流れになると思います。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○6番（田島清美君） ちなみに例えば会員になるとすると、年間幾らとか、その辺のことが分かっていたら教えていただきたいんですけど。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えします。

申し訳ありません、その会員の手続までは、町では把握しておりません。商工会さんに確認をしていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） お願いいたします。

まずコロナの関係で、笠松の2人の感染者のうち1人は治られて退院されてということですが、あとの1人も含めて、現在、この取組は町としてはどのようになっているのか、お聞かせください。

それから、こうした不安になる、熱が出たし、いいかなあと思ったりした人たちが相談する窓口としては、かかりつけの医者のほかには町としても窓口は保健のほうで受け付けていらっ

しゃるのか。もし受け付けていらっしゃるならば、これまでの状況を教えていただきたいと思っています。

小・中学校についてですが、学校の休業の延長の中で5月いっぱいということが出てきておりますが、その学校の取組について一つお聞きしておきたいのと、今、国会で9月入学の制度についてまで論議されようとしておりますけれども、これなどについてもどう考えていらっしゃるのか、またこれからどう取り組まれるのか、分かったら教えてください。

それと同時に、学童保育はこのままずっと続けていかれるのか、3月、4月の点では要員の足りないところなど、先生もお手伝いして下さったりしていたと聞いておりますけれど、どういう状況で進められているのか、お願いいたします。

今、間宮さんから商工会の関係も出てきましたけれど、現在、笠松町の企業、商店、その他、飲食店をはじめ、まずその産業の部門ではどのような状況なのか教えてほしいです。

また、住民の皆さんの中で、パートであったり、バイトであったり、特に学生のバイトも含めてなくなってきているように思いますが、その点でどのような把握をしていらっしゃるのか、お尋ねします。

それと同時に、このコロナの関係では、職員の中でもいろいろと問題が出てくるのではないかと思います、職員の体制についてはどのように考えていらっしゃるのか。

そして、公民館の事業だとか文化団体の事業などを含めて、スポーツ団体も含めてですが、来年に延期、または中止になってきていることで予算の関係にも響いてきているのではないかと、また響いていくのではないかと思うんですが、この組替えというようなことについてはどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいです。

10万円の給付金の取組について具体的に、さっき副町長さんからも説明がありましたが、私の聞いている情報では大体5月の中旬15日ぐらいまでに、皆さんのところに申込み用紙や、その手続の仕方などが発送されて、それから始まっていくようですけど、その順序について、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

テイクアウトクーポン券の関係で、この26店舗については、当然、そのクーポン券と併せて紹介の内容も入れて発送していただけるということで考えてよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私からは、笠松町で2名感染者の方が出ましたが、そこに対する取組ということでお答えをさせていただきますが、こちらに関しましては全て県のほうが患者さんに対しては対応をされております。町のほうには県のホームページで周知されている内容しか連絡はございません。ですので、町としましてはその情報しかありませんが、早く住民の方に、同じような内容です

けれども周知のほうをさせていただいています。そして、もしそれに対する何か心配なこととかそういうのがありましたらということで、ホームページ、LINE、安心メールで周知のほうをさせていただいております。

相談の窓口につきましては、町のほうとしましては健康介護課が窓口になっております。相談件数は何件かあるんですけども、何件という数字は今持ち合わせておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

学童保育につきましては人数はかなり少なくなっております、今、笠松では、もう4人とか3人とかという人数です。松枝につきましては20人前後、下羽栗につきましても同じように20人前後という数字になっております。それで、笠松と松枝につきましては、児童クラブの校舎とプレハブを使って指導員が対応しておりますし、下羽栗につきましては20人を超すときがありましたので、あのプレハブでは少し教室が狭いものですから、学校の校舎を借りまして児童クラブの指導員が対応して実施しております。

○議長（伏屋隆男君） 教育長。

○教育長（野原弘康君） 失礼いたします。

2点御質問を頂きました。1点目は臨時休業中の学校の対応、あるいは子供たちの様子ということで御質問いただきました。

まず学校の対応といたしましては、子供たちのまず心のケアというのを非常に大事にするよということをお校長先生方にもお願いをしております。週に一遍、あるいは2週に一遍になるかも分かりません。電話回線の関係等ございますので、毎日毎日ということとはなかなかできないかもしれませんが、子供の自宅に電話をしたり、そして子供の声を聞いたり、そうした中で子供とのつながりをつくっているというのが現状でございます。

学習保障につきましては、中学校でいうと各家庭のネットワーク環境というのが非常に整っているということをお聞いております。整っていないところについては、先ほど御寄附を頂いたものでDVDのデッキを購入し、それを活用する該当のお宅に貸し出すというような形で学習保障を何とかしていこうということを考えているようです。実際には動画配信を町のサーバーを借りて行っています。私が見た範囲では、まず第1回目のガイダンスと申しますか、この教科についてどう勉強していくというのが、そこは本当に柱となるところなので、非常に大事な部分をアップしておってくれるなあとということを思っていますし、教員としてそういったところを動画にするということも、非常に教材研究になるのかなということを感じております。

環境が整っていないお宅がありますので、基本的な実態を調査させていただきました。詳しい数字は学校ごとで違っておるんですけども、そうしたお宅については一軒一軒の実態を把握して、プリント等を作ってポストインと申しますか、そうしたことをしているということでございます。

子供たちから学習についての質問はないとか、あるいは保護者の方から、要は子供と一緒にいつもいる中で精神的にいらいらしたりとか、そういったところもおありかと思しますので、そういった相談窓口を御紹介したりとかしております。子供からの学習相談は1件ございました。私はそういった子供から質問が来るということは非常にすばらしいことだなあと、ぜひ続けてやってほしいということをお願いしております。

保護者の方からの相談については、どちらかという学習面の心配をされてみえる相談でございまして、それらについての対応の仕方、学習の仕方であるとか、あるいは学習ばかりではなくて運動ですね、おうちの中でできる感染を予防した運動等も紹介をして、子供たちのストレスが発散できるようにと、そうした配慮をしながら努めているところでございます。

それから9月以降の入学につきましては、何とお答えをしていいのか、個人的にはいろんな思いがありますけれども、そんな思いで複雑な思いでございます。御理解ください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 9月入学については、教育長さんは立場的にお答えにくいと思っておりますので、私の個人的な考えというふうに前置きさせていただきたいと思っておりますが、ここ数日、急に9月入学ということが国会でも、またメディアや一般のところでも持ち上がってきまして、確かにいろんなニュースを見ていると世界的に9月入学というのが常識で、どちらかという日本の4月入学というのが主流というかマイナーだと。

そうした中、留学とか、あるいは国際基準に合わせた場合、9月入学というのは、これは非常に大きな改革のチャンスではないかと個人的には思います。ただ、今年の9月にやるというのはちょっと拙速ではないかと思えます。というのは、学校だけの問題じゃないんですよ。受験の問題とか、あるいは就活、そして一番大事なのは、この小・中学校の場合、会計年度の問題があります。それこそ予算を組み替えてやらなきゃいけない。そしてまた、やっぱりこういうのはいろんな議論があります。もう少し時間をかけてしっかりと議論し、制度設計をしていかなきゃいけないと。

あくまでも私案なんですけど、例えば学校が6月もしくは今年7月再開されたら、このまま1年間、6月、7月まで1年間やると。その後、夏休みを置いて9月の入学をするというやり方ですと、非常に時間的余裕も持ちますし、何よりもいいのは、1年間こうやって学校をすることによって、今、もし例えば夏休みがなくなる話とか、あるいは修学旅行、運動会というのが今この状況だと、例えば6月で始めて3月で終わるとなると、そういう子供たちが楽しみしている、私から言わせると一番勉強よりも大事な部分があると思う、そういったものが今の状況だと中止せざるを得ない。それが6月、7月まで1年間やれば、そういった学校行事も可能ではないかという、そういう意味におきまして、できましたら、もし9月ということをおっしゃいましたら来年の9月からやるのが一番理想的ではないかと思っております。ただこれも今の状況

下の話で、世論がこのコロナの中で非常にせっぱ詰まってちょっと過敏になっているところがあります。やはりこういった議論というのは、もう少ししっかりと腰を据えて、いろんな方々の意見を聞きながらやっていくのが本来あるべき姿ではないかというふうに思っております。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 私のほうから職員の体制の関係と、それから今後の予算の組替えもあるのではないかという点の答弁をさせていただきます。

まず職員の体制でございますが、議員さんも多分窓口に行かれるとお気づきになると思いますが、非常に少ない職員で今対応させていただいております。3密を避けるために半分の職員で職場では仕事をさせていただいております。そのほかの職員につきましては、在宅勤務または、ほかの会議室を使って、そこへパソコンを持って行って仕事をさせていただいております。それから妊娠している職員とかは、できるだけこの際年休を取るとか、そういった形で優先的に休ませていただいております。

それと、物理的な関係ですが、窓口などはつい立てのようなシールドを設置して、相手に飛散させない、受けない、そういう体制を取っておりますし、定期的に、今日もそうなんです、空気を入れ替えるということで、職場の場合は定期的に放送をかけて換気をしましょうということで、忘れないように呼びかけを行っております。

完璧に閉まっている事務所もございますので、そういったところは会計年度任用職員を必要だけ来ていただいて、そのほかはお休みいただくということで、休んでいただく方については休業補償をさせていただいております。

もう一つは、こういうときでないとできないということで、古田町長になってからプロモーションをしっかりやっていこうということですので、歴民なんかですと今までなかなか手をつけられなかった館の紹介などのユーチューブですね、こういったものの取組を行っております。体制につきましては、そういったことで行っております。

それから予算の関係ですが、今おっしゃられましたように、いろんな団体の行事とか、イベントが中止・先送りになっております。まだ全貌が分かりませんので9月の段階ぐらいの様子を見て、また新たに必要な事業も出てくると思いますので、そういったところに財源が必要になるかもしれませんので、もう少し見て9月以降に考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは、笠松町の企業の状況について御説明をさせていただきます。

実は先日、町長も交えまして、融資を行っている金融機関さんにいろいろと町内の企業さんの状況を御確認させていただきました。その中で、やはり特に影響が大きい業種ということで

いきますとアパレル関連でございます。実はこの冬、暖冬によりまして売上げ減が続いていた上に、さらにこのコロナの影響が重なったということで、特に影響が大きいという業種でございます。

そのほかに影響が大きい業種といたしましては、飲食業やタクシー、バス、医療機関、ガソリンスタンド等々ということをお聞かせしております。

逆に売上げが増えている業種ということで、生活用品等を扱ってみえるスーパーやコンビニに関しては売上げが上がっているという状況でございます。

今後の見通しということでございますが、融資により二、三か月程度は経営は維持できるかもしれませんが、その後、夏頃までこのような状況が続くとかなり深刻な状況が予想されるということで、金融機関さんのほうは見込んでいらっしゃるということでございます。

あと、それに伴いましてパートやバイトの方、やはり今休業している業種もかなり多くありますので、その企業の状況に連動してパートさんやアルバイトの方もそういう状況が続いているというふうで認識をしているところでございます。

続きまして、国民1人当たり10万円の特別定額給付金についてでございます。

冒頭の副町長の説明と重複する部分があるかと思いますが、まず基準日というのが4月27日に住民基本台帳に登録されている者ということで、その世帯の世帯主に対しまして5月の中旬に町から申請書を送らせていただきます。その申請書には、その受給対象者、世帯員の全ての名前が載っておりますので、その申請書に世帯主の方のお名前と生年月日、住所、印鑑を押していただきまして、あとは振込をする口座を書いていただくということになります。

添付書類といたしましては、本人確認ができるものということで免許書等、そして、町の関係で水道料金、住民税等々の口座の引き落としをしていない方につきましては、口座が分かる通帳のコピーなりをつけていただくということになります。

5月中旬に行わせていただく申請書の中に返信用の封筒も同封をさせていただきますので、必要事項を記入の上、その返信用の封筒で送っていただくということになります。

その後、町で審査をいたしまして、5月末から順次振込をさせていただき予定で計画を立てているところでございます。

それと、テイクアウトクーポン券の関係ですが、先ほどのその定額給付金、5月中旬に申請書を送る際に、このクーポン券と、あとお店の情報ですね、これも同封をさせていただき予定しております。

現在、商工会さんのホームページのほうで、この26店舗につきまして見られるようになっております。町のホームページからも、そのホームページを見られるようにリンクをかけておりますし、町の公式LINEでも周知をしているという状況でございます。

定額給付金の申請ですけど、申請書を送らせていただいたもので郵送していただく方法もで

きますし、オンライン申請というのも併せてできますので、2つの方法で申請ができることになっております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 定額給付金について、まず中旬から発送されて、返ってくるのは早い人も遅い人もいろいろと思うんですけど、すぐ処理されて10万円が渡るまでには早い順に処理されていくのか、一定の申請が集まってからしかやらないのか、その辺はどうなんですか。それで、それは全部町の仕事としてやられるのか。

学校のほうなんですけど、今、先生方は、どのような体制でどのような動きをしていらっしゃるのか。また、いろんな要望や相談については、それぞれの学校を中心にそういうのを集約される形なのか、教育委員会一本になっているのか、その辺も教えてください。できるなら学校の近いところで分かってもらえるようにしていくことが大事なということと、その子供への対応は、基本的には電話が中心でしょうか。通じないところもあったりするので、一番は子供と対話できる時間をつくっていただくと思安定するのではないかと思うだけに、少し目配りしていただけたらと思うんですが、お聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） よろしくお願ひします。

まず学校職員ですけれども、今こうしたコロナの影響を受けまして在宅勤務、要は2部制もしくは3部制という形で行っております。あと、勤務している職員に対して、担任の先生だけではなくて全部の職員が全部の児童・生徒の担任なんだという意識をぜひ持ってほしいということを、校長先生にお願いをしたところでございます。

2部制、3部制というような形で、要は、ある先生がコロナに感染をしてしまった場合、学校が再開できなくなってしまう可能性があるのも、その辺のところも今後のことを考えて、在宅勤務と、学校勤務に分けて行っているところでございます。

在宅勤務については、今、ZOOMなどで会議ができるような環境も少しずつ整えておりますし、教材のプリント作りであるとか、そうしたものに励んでいただいているというのが現状でございます。学校に勤務している者については、家庭訪問や、電話連絡であるとか、校内の殺菌であるとか、そうしたところに従事をしていただいております。

動画配信に関する調査については各学校から聞きました。全て学校が把握している情報を教育委員会も把握しております。プリント等を使いながら把握をしているということで、要は学校が一人一人とつながって、一人一人の実態状況を把握するということを何よりも大事にしてほしいという願ひがあるので、今後また5月の初めにも校長会がございませけれども、ぜひその辺りは徹底をしていきたいなということを思っております。以上、2点です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 特別定額給付金の件についてお答えさせていただきます。

こちらの支給事務につきましては町の事業で行うものでございます。それで、申請書を提出していただきました後に、担当で内容の確認と、システムへの入力がございます。支給に関しましては国からも早く支給をするようにというふうに言われておりますので、順次できる限り早く支給はしたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 教育の関係なんです、3月までは先生方が全部出勤していらっしゃるんで、こんな機会を休んでられるような、うちで勉強をされるのも含めてですけど、あるといいなと思っていたら、この頃、大体3分の1か半分ぐらいの車になっているということは、そういう関係ですね。先生もなかなか残業が多いということですので、この機会によく考えてあげてほしいと思います。また子供たちも、いろんな不安があると思いますので、その辺りもよく相談に乗ってあげてほしいのと、もう一つ、小学校も中学校も入学式まで終わって、教材をもらうまではできているのですよね。だけど、小学校1年生なんか担任の先生というのはちゃんと覚えているんだろうかとか心配するんですが、その辺りの配慮は何かやられましたか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） まず教員に対して御配慮いただきまして大変ありがとうございます。そういった保護者の方からの御質問といいますか、要は、入ったばかりだけれども学校とのつながりができていないなどと御心配を頂く保護者の方もいらっしゃいました。なかなか家庭訪問というわけにもいかないような状況がございまして、実際に誰々ちゃん元気でねというような声かけであるとか、あるいはメッセージですね、はがきを送るとか、そういったことも学校によって考えています。往復はがきで、これは強制しているのかどうか分からないですけど返信をもらって、そういったつながりを持つとか、そんなような工夫をしている学校もあると聞いております。学校も子供たちのつながりというのを大事にしたいという願いは持って日々業務とかに専念しているんじゃないかなというふうには私は思っております。よい御意見を頂きましてありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

安田議員。

○9番（安田敏雄君） 新しい議員さんも3人入られて、なかなか活発な意見で、今日は補正の審議だから15分ぐらいで終わるのかなと思っておったところ、もう1時間たちました。

私からも質問させていただきます。この特別給付金が5月中旬に送られるということですが、

笠松町はあしたから、もうよその町はとか、あしたからも現金を配るところもあるようで、町民の方は、やはり本当に生活的にも困っていらっしゃる方があります。またお子さんをお持ちの方なんかは、本当に毎日お弁当を作ったり、食事を作ったり、大変今支出が多いというようなことです。少しでも一日でも早く送るというようなことで、その封書ができてくるのがいつか分かりませんが、笠松町で作るんじゃなくて一括で町村で作るというようなことで聞いておりますが、少しでも早くしていただきたい。

それと、人材派遣のほうで人員の確保をされると思いますが、大体何人ぐらいで進められるか。それにはまた子育て世帯の臨時交付金も一緒に重なってくるというようなことを聞いているんですが、それも一緒にやるものなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

商工会の今のクーポン券、これは国の予算でやる分なのか町単でやるものなのか、その説明を。国庫支出金が22億4,200万、この一般財源が2,463万ほどですが、商工会のほうへお金を出して、これは町で独自にこの食事券を配るのか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思っております。

それと今日、議長さんから要望書を出させていただきました、町長さんに。それは本当に今、テレビ等を見ますと各市町村が給食費を無料にするとか、水道料をただにするとか、下水道料金をただにするとか、また子育て支援に1万円を余分に給付するとか、何か市町村の競争のようなふうに見受けられます。

そこで、町長さんに今日提出させていただきました要望書をじっくり考えていただいて、何とかこの町独自で進めていただいて、またそれに追随して何とかこの要望に添うように、町民を代表して、また今日は議会総意の下でございますのでよく検討していただいて、この6月議会ぐらいに予算化していただいて町民に少しでも負担の軽減を図っていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） ありがとうございます。

先ほど議長をはじめ議員の皆様から要望書を頂きました。こういう中、議員の皆様方から前向きな町民への一つの景気対策、救済策を出していただいたことに深く感謝申し上げたいと思っております。

この内容を見ていると、上水道を利用している世帯及び事業者を対象に6か月分の基本料金を免除することとなっております。御承知のように町財政は非常に厳しい中ではありますが、この上水道基本料金の6か月免除は、コロナに対して議会と行政が一体となって立ち向かっていく、そのあかしであり象徴である。また今、様々な自粛で負担を強いられて、負担をお願いしています町民の皆様方に対してささやかな感謝の気持ちという意味も込めまして、6月議会に向け前向きに検討をしていきたいと思っておりますので、またそういった点におきましても

議員の皆様方には御協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

まず特別定額給付金に関しまして、先ほど安田議員さん言われましたように、笠松町といたしましても市町村行政情報センターに申請書の印刷等々を依頼しております。それが来るのが5月中旬ぐらいとなっておりますので、できる限り早く納品をしていただけるように要望していきたいと思っております。

人材派遣の関係でございますが、こちらはこの特別給付金のみの人材派遣を予定しております。人数は3人を予定しております。電話での問合せ、申請書の受付、システム入力等々を行っていただく予定であります。ただし、5月中旬頃に申請書が届きましたら、発送までの間かなりの事務量がございまして、そのときには5人ぐらい派遣者をお願いするように頼んでおるところでございます。

クーポン券につきましては、今回の補正予算を提案させていただきました分につきましては町の予算で組ませていただいております。実は、この国の補助金であるとか県の補助金、まだ要綱が決まっておりません。ただ、その国・県の補助金の中身につきましては、地域経済であったり住民生活を支援する場合に該当になるというような、まだ漠とした内容だけですので、もしこれがこのクーポン券に対しまして該当になれば、そちらの補助金を活用したいと思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 安田議員。

○9番（安田敏雄君） ありがとうございます。特別給付金は15日に発送していただくと、各家庭へ着くのが20日になるのか25日になるのか、それは分からないんですが、町民の方は、やはりもらえるものは1日でも早くもらいたいのので、迅速に進めていただきたい。今町長さんに前向きな返答を頂きました。本当に水道料金を免除するのも一つの手かも知れないんですが、そのほかにも財源が裕福ならば、まだまだいろんなことで町民にお返しできることもあると思いますけれども、やはり身の丈に合った町財政を眺めていただいて、どこまでが町民の幸せにできるかよく検討していただいて、前向きに進んでいっていただきたいと思っております。

最後に聞きますけれども、50万円の協力金ですね、もう受付が始まっていると思いますが、あれは笠松町は3分の1の負担だったかな、大体今の企業はどのぐらい予定していっているのか。またそれは6月議会で補正をやるのか、また臨時でやるのか、その50万円の協力金のことについて、今日現在で分かっていることがありましたら、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

協力金の50万円につきましては、既に申請の受付が始まっております4月23日の木曜日から5月20日の水曜日までになります。ただ、その申請方法につきましては郵送では行わないということで、書留の郵送か、オンライン申請のそのどちらかということになっております。

申請先につきましては県になりますので、町には経由はないということで、今どれぐらいの企業さんが申請をされているかというのは不明でございます。ただ、商工会さんと協力しまして企業への休業要請をさせていただいた件数というのが、商工会会員さんのみになるんですけど90件から100件ぐらいの間でしたので、おおむねその件数が、この協力金の申請をされるのではないかなというふうには想定はできております。以上でございます。

あと予算につきましても、こちら岐阜市が2分の1、ほかの市町村が3分の1ということで県にお金を負担するということになっております。額が決まりましたら県のほうから通知が来るかと思っておりますので、それが分かり次第、対応させていただきたいと思っております。その時期が臨時会になるのか定例会になるのかというのも、また検討をしていきたいと思っております。

○9番（安田敏雄君） 町の3分の1は、町単なのか、国の国庫補助金は使えるのか。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） もちろんこちらの関係も国の補助金の対象になってまいりますので、最終的には国のほうから補助が入ってくる形になります。以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 今、給付金などのことについては大変活発な意見が出ましたので、ちょっとほかのほうから。

3月のときに質問したんですけれども、ホームページのサーバーを変えていただいたということのようですね。最初休校になったときに中学生の子がPDFのファイルをダウンロードしようとしたら、固まってしまったということでお話をさせていただいたんですけれども、それで今、町のホームページに中学校の動画サイトのリンクが張りつけてあるという形になっていると思うんですね。動画そのものは動画投稿サイトを利用して投稿されていると思うんですが、これであれば、ホームページに行って、そこをクリックして別の方向へ行ってしまうので、そんなにサーバーに対して大きな負担はかからない。前回のときは、そのPDFファイルをそのサーバーからダウンロードするという対応になっていたために、サーバーに負担がかかって止まってしまったと。ホームページを見るだけとは違っていたということで、そういうことになってしまったんだろうなというふうに思います。

私もその動画を見せていただいたんですが、物によっては非常にアナログでほほ笑ましい内容のものであったり、いろいろ電子黒板を活用されてやられていたり、一生懸命やられている

のが本当に伝わってくるんですね。今のところガイダンスということで、これからああいう形で授業の一部が進んでいくのかなあと思うんですけど、要は、ああいうものを一回作ってしまえば、確かに教育の内容というのは国が変えてくればまた話は別なんですけれども、そうでなければ毎年同じように使えていくということで、ああいうものを作るとのこと自体も先生のいい勉強になるのではないかなというふうには思います。

それと、今後もそういう動画投稿サイトを利用した配信の方法を取られるのかということですね。つまり、今回サーバーのデータ移行料だけで27万5,000円の費用が出ているわけなんですけれども、もちろんそれだけ大容量のアクセスに耐えられるようなサーバーを借りてみえるとする、今までとはレンタル料が違う設定に当然なってくると思います。以前質問したときは7倍になるので、とても出せないで町のホームページを活用できないかなということを考えていますという答弁を頂いておるんですけども、このデータ移行料以外にランニングコストとしてはどのように変わってくるのかということですね。さっき言ったように、そのサーバーの中に動画を入れようと思うと相当大きな契約にしないと、動画を見られるようにしようと思うととてもお金がかかってしまうのではないかなと思います。今のよう形で動画投稿サイトを使えばリンクを張るだけなので、そんなに負担なく使用できるのではないかなというふうに考えたりもしているんですけども、その辺の考え方についてはどのようにお考えになっているか。学校、教育委員会としてはどういうふうに考えているかということ。それと、今は中学校だけなんですけれども、羽島郡2町教育委員会としてはどのようなお考えなのか。小学校、それから2町教育委員会としては、そのような動画を使った講座をこれからもやっていくんだらうかというようなこと。

それから今後、タブレットの早期配付というようなことも双方向で、今、もうできているところとできていないところで教育環境の差が大きくできてしまっていますので、国は加速して配付する方向でというふうには言っておりますが、そういうものの補助金というのは、こういうサーバーのことには使えないのでしょうか。

それと、そのようなタブレットの配付について、町や教育委員会の考え方をお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 動画を活用した授業というのは、やっぱり非常に価値があると、これからの時代必要になってくると思っています。環境がまちまちというような状況の中でそれぞれの環境に応じた対応をしているというのが現状でございますけれども、そうしたことをやっぱり文明の利器といいますか、効果のある学習を追求していきたいというふうには思っております。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

サーバーの件については、前回の3月3日にもこういった事情が生まれて、今回も4月13日と14日に保護者宛てにあんしんメールで、家庭学習のことを案内しました。ホームページに接続できなかったというようなことがございましたので、各学校には時間帯を周知してアクセスしてもらおうとか、いろんなことを対応させていただいておりますが、それではなかなか抜本的な改革にはならないということで、今回、レンタルサーバー業者を変更いたしましてサーバーの処理能力をアップいたしました。それで、この業者につきましても、各務原は25校あるんですけども、そちらで実績がありまして、今のところそういった不都合、つながらなかったりということはないかと考えておりますので、採用させていただきました。

それと、GIGAスクールのサーバーの費用でございますが、説明会も開かれておりませんが、なかなか情報が入っておりませんが、今のところ問合せなどで得ている情報では対象外になるのではないかと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 分かりました。

そうすると、例えばどのぐらいのアクセスには対応できるかというようなことは分かっているのでしょうか。動画の配信を行った場合には、どれぐらいのアクセスなら耐えられるか。

GIGAスクールに備えてタブレットの配付をというような話の考え方をお聞きしたんですけど、それは答弁をされていないと思いますが、どのようにお考えでしょうかということですね。いずれにしても、もう既に行っている自治体とできていない自治体の間に、子供たちの学習差というのは、もう歴然として出てきてしまっているというのが現状ではないかなということがあります。例えば小回りの利く小さな自治体ほど、タブレットが配付してあって双方向で授業をやっているところもあれば、大きなところが財力に物を言わせてやれるようなところもあるかもしれません。住んでいるところによって学べる場が制限されていくということは問題があるのではないかなということを考えます。先ほどの入学時期の話じゃないですけど、9月始まりにするのか、もういつそのこと1年送ってしまったらどうかぐらいのことを私は思うんですが、個人的には、もちろん急にできることではありませんので、先ほど町長が言われましたように、世の中のコンセンサスと議論を行った上で移行していかなければ、簡単にはできないと思います。そういうようなことについて、子供たちの学習する機会を奪わないための方策を、例えば今後もそういう動画がきちんと整っていれば、先生たちの負担も一時的には増えますけれども、その後のことを考えると負担も減らすことができるのではないかなというふうにも考えます。

現に私の長男も先生をやっているんですけど、実際に今あまり出勤をしなくていいということで、

家にいることが多いようになりました。かといって、始まったときにどうなるかというのは物すごく不安を持っていて、そのためにも本当はそういう動画が使えればいいかなあというふうには思っているようであります。

こういう議会なんかも必然的に、そういう機能を使って議会が開けるように地方自治法なんかも変えてもらえると本当はいいかなあというふうに思うんですけど、それはちょっと余分ですけども、そのようなことについてちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどの9月入学時期と同じで、このコロナの問題が出てきてからこのタブレットの配付という問題で、私の中ではもう少し先の話、もう少し二、三年後の未来の話かなと思っていましたが、急にまたこれが現実化を帯びてきて、確かに議員のおっしゃるとおりであります。ただ今、正直言って状況が非常に定まっていないところだと思います。ここで9月の入学と一緒に、慌てて議論を進めるのではなく、やはりその地域の実情もありますし、もちろん予算的な措置ですね、笠松町は御承知のように財政規模が非常に小さい中で、果たして全児童・生徒にタブレットを配付する余裕があるのかどうか、また、あるいはそれをしっかりと使いこなせるだけの環境があるかどうか、そこら辺りは、やはり教育委員会さんとしっかりと連携し、議論をしながら、やるからには笠松町らしい羽島郡の教育委員会のオリジナリティーにあるものをつくっていく。慌ててやるのではなく、やはり骨子をつくってからではないと、将来的にそれがマイナスになってしまうおそれがあるのではないかと。もちろんスピードは上げますが、かといって土台がないうちにやり始めるというのは、また別の問題が出てくるのではないかと思いますので、学校や教育委員会としっかりと相談してやっていきたいという、今の段階ではそういうふうなふうに思っております。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

今回導入したサーバーにつきましては、ディスクの容量につきましては40ギガから200ギガのほうに上げさせていただきました。それで、どれぐらいのアクセスに耐えられるかということでございますが、どれぐらいのアクセスで耐えられるかを判断したのではなく、先ほど言いましたように各務原市で25校のホームページを運営していたということで、その実績で判断して導入をさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） そうですね、町長のおっしゃるとおりだと思います。やっぱりきちっとした考え方を進まなければならない。それは全くそのとおりだと思います。

ただ、一つ言えるのは、ニュースで高校総体がなくなりました。夏の甲子園も多分危ないだ

ろうと思います。そういうことを考えると、子供たちはもうそこで止まっていてくれないんですね、その年の子供たちは。来年になったら、もう次のステップへ進んでしまっているわけなんですよ。しっかり考えなきゃいけないんですけど、その子供たちが1年生で4月で習うことというのは、もう二度とできないということになってしまうわけなんですよ。感情論ではなくて、やっぱりそういうことも考えた上で、しっかりと考えた上で急いで進んでいただきたいなというふうに要望して終わらせていただきます。お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は終了いたしました。よって、令和2年第3回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時55分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年4月30日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 岡 田 文 雄

議 員 尾 関 俊 治